

■令和8年度第2回狛江市教育委員会の自己点検及び評価に関する審査委員会次第

1 日 時 令和8年6月25日（木）午後6時30分

2 場 所 狛江市防災センター3階301会議室

3 議 題

（1）令和8年度（令和7年度実施事業）再評価について①

担当部署：指導室長

（2）その他

【資料】

狛江市教育委員会の自己点検及び評価報告書（1-1-1-1 抜粋）

- 1 指導室説明資料（スライド資料）
- 2 子どもの権利条例 パンフレット

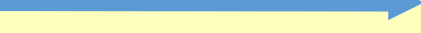
5. 年次計画

施策展開の方向性		互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。
コード	1-1-1-1	

事業名	人権教育推進	担当課	指導室
-----	--------	-----	-----

施策展開の具体的内容	到達目標（令和11年度末）
・教職員を対象に喫緊の人権課題等をテーマとした人権教育研修を実施し、教職員の人権感覚の涵養及び指導力の向上を図る。 ・児童・生徒への人権教育の具体的推進にあたっては、人権教育推進委員会を通じて、各学校における人権教育の年間指導計画の充実を図るとともに、人権に関する課題を共有し、適切に人権教育が行われるよう協議する。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。また、各校の人権教育担当者が見識を深め、自校の実践に活かすことができるよう視察研修等の機会を積極的に設ける。	・教職員が適切な人権感覚を身に付け、児童・生徒と良好な人間関係を構築することで、児童・生徒が心理的安全性を感じている。 ・子どもを権利主体として尊重した学校教育が実現するとともに、児童・生徒が各種人権課題に関する正しい知識を身に付け、自他ともに大切にしようとする姿勢が養われているという評価を90%以上の保護者から得ている。 ・児童・生徒が発達段階に応じて、人権尊重の理念を理解し、差別や偏見のない行動がとれるようになるとともに、子どもの権利条約やこども基本法、（仮称）子ども条例を理解し、権利主体としての自覚が涵養され、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒が80%以上となっている。

令和7年度の取組結果・成果	評価	今後の課題・方向性
・4月に実施した人権教育必修研修を通して、教職員に人権感覚を醸成する機会を得ることができた。 ・人権教育推進委員会では、フィールドワークを取り入れた研修を実施し、教職員が人権教育について学ぶ機会を設けることができた。また、「狛江市版 教職員の人権感覚チェックリスト」を作成し、市内各小・中学校に周知した。 ・狛江の教育21研究協力校の和泉小学校研究発表において、「狛江市子どもの権利条例」の「意見を表明する権利」を具現化する児童運営委員会の取組を示し、自律的な学校生活を送る児童・生徒の変容を市内各小・中学校に紹介した。 ・人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究を推進し、実践内容を市内各小・中学校に紹介した。	B	・引き続き、学校等における人権教育推進上の課題を明確にし、課題及び学校や教員からのニーズに即した内容の人権教育必修研修会を開催する。人権教育推進委員会においては、課題設定に基づく研究及び教職員への人権教育の充実のための啓発を効果的に行えるようにするため、様々な活動方法を取り入れていく。 ・人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すため、人権尊重教育推進校（緑野小学校）の研究の充実を図るとともに、その成果の普及・啓発を図る。

取組内容		年次計画			関連する予算事業
		R 8	R 9	R 10	
①	人権教育推進	・人権尊重教育推進校の指定 ※ R 6～R 8年度：緑野小学校 ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）	・人権尊重教育推進校の成果の普及・啓発（R 9～R 10） ・人権教育推進委員会による課題共有 ・年間指導計画に基づく人権教育の推進（各小・中学校）		・教育研究推進 ・人権尊重教育推進校
②	人権教育研修	・教職員に対する全体研修 ・教職員に対する階層別研修			
③	子どもの権利の理解促進	・各学校における児童・生徒への子どもの権利条例の理解促進の取組			関連計画等 ・狛江市人権施策推進指針 ・狛江市男女共同参画推進計画 ・第3期こまえ子ども・若者応援プラン
④	スクールハラスメント防止	・教職員に対する研修の実施			

令和 8 年度自己点検及び評価審査委員会

1-1-1-1 互いの生命や人格・人権を尊重し、あらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進します。

令和 8 年 6 月 25 日
狛江市教育委員会
教育部指導室

第4期 狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）

基本方針1 子どもが自らの人生を
切りひらいていく力の育成

施策（1） 生命や人権を尊重する態度や
豊かな心を育てる教育

令和7年度事業内容

- 人権教育悉皆研修の実施
- 人権教育推進委員会による取組
- 人権尊重教育推進校の取組
- 「狛江市子どもの権利条例」理解促進の取組
- 狛江の教育21研究協力校の取組

人権教育悉皆研修の実施

- ・令和7年4月2日(水)エコルマホールにて
「誰一人取り残されない学校・学級づくり
～子どもと教師のウェルビーイングの向上を目指して～」
講師：國學院大學 教授 杉田 洋 先生



人権教育推進委員会による取組

- ・年間5回人権教育推進委員が参加して実施
- ・他自治体の人権教育推進校研究発表会等への参加
- ・人権教育についての研修の実施
- ・【狛江市版】教職員の人権感覚チェックリストの作成

令和7年度 狛江市人権教育推進委員会 【資料4】
令和8年2月作成

「誰一人取り残されない学校・学級づくりの推進～適切な教職員の人権意識を土台として～」

【狛江市版】教職員の人権感覚チェックリスト

1 児童・生徒との関わり	【狛江市子どもの権利条約（令和7年8月）との関係】	4月	9月	1月
(1) 児童・生徒の名前を呼ぶときは、あだ名や呼び捨てではなく、「～さん」と敬称を付けて呼んでいるか 【第4条】				
(2) 児童・生徒の年齢や発達段階に応じて、児童・生徒の心に寄り添った言動をしているか 【第4・5条】 ※例「何でもなんでもかきかき」 「幼稚園児でもできるのに」				
(3) 児童・生徒の成績・家庭環境・障がい・性別・国籍等で偏見・差別をしていないか 【第5条】				
(4) 児童・生徒に対して、指導という名のもとに不適切な指導（体罰やいじめ行為等）をしていないか 【第4条】				
(5) 児童・生徒の発達的な変化を見逃さず、いじめ防止や自殺防止等の取組を継続的にしているか 【第4条】				
(6) 児童・生徒の適切な変化を捉え、SDSを受け止めているか 【第4条】				
(7) 児童・生徒が、自分にすることについて、自己選択・自己決定したり、必要に応じて謝罪に同意したりすることができるようになっているか 【第6条】				
(8) 児童・生徒が、自分の意見や気持ち、考えを表現・表明する機会を設け、対話できるような雰囲気づくりを整えているか 【第7条】				

2 教室環境・学校内掲示する文書等	4月	9月	1月
(1) 配置に欠ける作品が掲示されていないか ※例「人の心を傷つけるような作品」「誤字・脱字の放置」「長期欠席への配慮不十分」			
(2) フラッシュカードに貼る掲示物がないか ※例「課題の進捗状況や忘れ物表示一覧表」「掲示物のいたずら」			
(3) 図像を指く表現を使用していないか ※例「服装にかなうような言葉」「身体の一部を用いて物事の不十分性を示すような表現」			

3 個人情報の管理	4月	9月	1月
(1) 個人情報を適切に管理しているか ※例「個人情報の記載されている資料の放置・紛失」「第三者への漏洩（閲覧しないものを含む）」			
(2) 個人情報を含む資料や電子データを管理職の許可を得ずに持ち出していないか			

4 教職員・保護者との関わり	4月	9月	1月
(1) 教職員が互いに相談しやすい雰囲気になっているか			
(2) セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の不適切な言動がないか			
(3) 保護者の立場を尊重し、保護者の立場に寄り添い、共感的な態度で接することができるか			

今後の取組	【個人】		協議	【組織（※学年・部会等）】	
	4月			4月	
	9月			9月	
	1月			1月	

人権尊重教育推進校の取組

・個別的な視点と普遍的な視点のそれぞれを題材にした授業実践

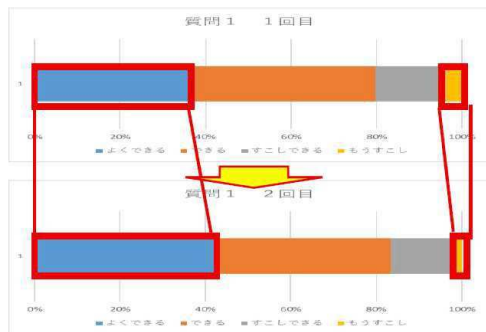
・6、12月のアンケートの比較

「話し合いの時に、自分の思いや考えをもつことができますか？」では、肯定的評価が5ポイント上昇
 「話し合いを通して、互いのよさに気付くことができますか？」では肯定的評価が3ポイント上昇

児童の変容（児童のアンケートから）

●「話し合いのときに、自分の思いや考えをもつことができますか？」

●「話し合いを通して、互いのよさに気付くことができますか？」



令和7・8年度 東京都教育委員会人権尊重教育推進校（1年次）

自分の大切さとともに、
 他の人の大切さを認める子の育成
 ～人との関わりを通して～



はじめに

狛江市立緑野小学校 校長 亀田 親子

本校は、令和4年度から人権教育の研究に取り組み始め、令和7・8年度東京都教育委員会人権尊重教育推進校として指定を受けました。今年度から、研究主題を「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める子の育成～人との関わりを通して～」とし研究を進めております。今年度は、「人権教育プログラム（学校教育編）（令和7年3月）」を基に、教職員の人権感覚を向上させる研修や児童一人一人が自分や周りの人を大切にできる教育実践を行いました。特に、東京都人権施策推進指針等に示される人権課題に対しては、教職員が一から学び直し、日々の教育活動を展開していくことに力を注いでまいりました。1年次となる今年度の取組と成果をまとめましたので、御高覧の上、御指導・御助言をいただければ幸いです。



狛江市立緑野小学校

実践事例2【個別的な視点からの取組】

第3学年

特別の教科 道徳

「ちがいにとまどわないで」(国際理解、国際親善)

人権課題「外国人」

- 本時のねらい 外国の人々との言語や文化の違いについて考え、尊重する心を持ち、差別することや偏見をもつことなく、理解し合おうとする態度を育てる。
- 人権教育の視点 外国から転入生が来たときの様子を想像したり、ALTが日本の生活の中で感じた偏見の経験談を聞き合う活動を通して、人権上の問題に共に生きていこうとする態度を育てる。
- 授業内容 授業前半では外国からはALTの偏見を感じた経験談を聞き、偏見や差別を社会からなくしたい等、自分ができることを具体的に



第2学年

特別の教科 道徳

「かけがえのないいのち」(生命の尊さ)

- 本時のねらい 自分の生命は周りの人々にとって大切なものであることに気づき、かけがえのない生命を大切に生きていこうとする心情を育てる。
- 人権教育の視点 様々な関わりの中で大切にもらってきた自分の存



第4学年

総合的な学習の時間

「だれにとってもすみよいまちを目指して」

- 本時の目標 障害者についての調べ学習や講話を通して、様々な方の立場や思い、共に生きることの大切さについて考え、自分ができることを行おうとする態度を育てる。
- 人権教育の視点 障害者の生活について考えたり、障害者の感じている不便さを体験したりする活動を通して、社会の現状と課題を理解できるようにするとともに、障害者の人権を守るために、自分たちができることを考え、社会の役に立とうとする実践意欲や態度を育てる。
- 授業内容 誰にとっても住みよい町について考え、様々な身体障害について調べた後、アイマスク、白杖、車いす体験をした。さらに、交流を通して、障害や障害者に対する理解を深めた。様々な立場の人々と共に生き、住みよい町を目指すためには、思いやりの心をもつことや、困っている人に声を掛ける勇気をもつことが大切だと気付くことができた。



「狛江市子どもの権利条例」理解促進の取組

令和8年4月より施行
令和5年度から令和7年度にかけて
「子ども・若者・子育て会議」で議論

特に大切にする4つの視点

- ・生きる権利、成長・発達する権利
- ・ありのままでいられる権利
- ・自分で自分のことを決める権利
- ・意見表明及び参加・参画する権利

2026年4月スタート 狛江市 子どもの権利条例

「みんなの声で狛江が変わる!」を合言葉に、
子どもと大人がともに生きるまちを目指して
制定された条例です。



狛江市

「特に大切にする」4つの「子どもの権利」

子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、「狛江市子どもの権利条例」では
次の4つの子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として定めます。

生きる権利及び 成長・発達する権利

生きる・育つ

- 安心して健康に暮らせること。
- 愛情をもって大切に育てられること。
- 暴力、いじめ、虐待等を受けないこと。
- 休息できること。
- 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。



第4条

ありのままで いられる権利

ありのままで

- 個性や多様性が認められること。
- 健康と不当に比べられないこと。
- いかなる理由によっても差別を受けないこと。
- 平等に扱われ、公正に評価されること。
- 不利な点ばかり
合理的な範囲で
配慮をされること。



第5条

自分で自分のことを 決める権利

自分で決める

- 自分に關することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。
- 様々なことに挑戦することができ、その成果が保障されること。
- 自分の意見、気持ち、考えを受け止め応答してもらえること。



第6条

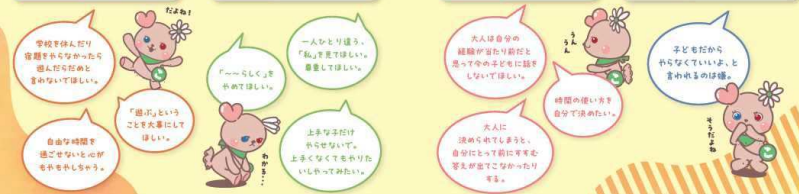
意見表明及び 参加・参画する権利

意見を表明

- 自分の意見、気持ち、考えを表現（意見表明）することができ、尊重されること。
- 意見表明の機会が確保されること。
- 表明したことについて、検討された結果を知れること。
- 対話をして協働できること。
- 地域の活動に参加・参画できること。



第7条

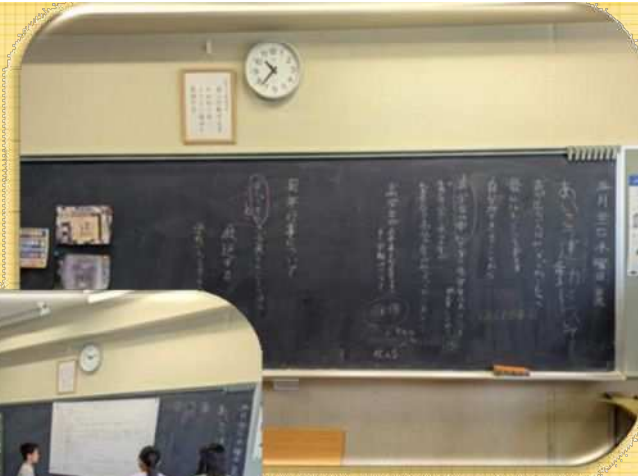


狛江の教育21研究協力校の取組

- ・和泉小学校における「児童運営委員会」の取組



「狛江市子どもの権利条例」
意見を表明する権利との関連



まとめ

- 人権教育について、教職員・児童・生徒に対して学校教育において、様々な機会を利用して人権に対する意識の醸成を図る。
- 保護者や地域にも多様な価値観や多様性、社会的包摂性の理解促進を図るための情報発信をしていきます。